

#### ⑪ 菅牟田特定猟具使用禁止区域（銃器）

唐津市神田の県道唐津肥前線と平木ダムとの交点を起点とし、同ダムえん堤を東へ進み農道との交点に至り、同農道を山田峠まで進み県道千々賀神田線との交点に至り、同県道を南西へ進み林道山田線との交点に至り、同林道を南西へ進み市道山田竹木場線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道八谷橋菅牟田線との交点に至り、同市道を北へ進み県道唐津肥前線との交点に至り、同県道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ⑫ 満越地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

唐津市肥前町の海岸線熊野神社を起点とし、農道を東へ進み瓜ヶ坂部落に至り、市道瓜ヶ坂線を進み市道瓜ヶ坂新木場線に至り、同所を市道満越線へ進み市道万賀里川満越線に至り、終点まで進みいろは島国民宿舎に至る海岸線を西へ進み起点に至る区域及び島山島一円

#### ⑬ 唐津浜崎特定猟具使用禁止区域（銃器）

唐津市浜玉町浜崎玉島川河口右岸堤防先端を起点とし、同堤防を南東へ進みJR筑肥線との交点に至り、同JR線を南へ進み横田川の鉄橋を経て市道東～山田線との交点に至り、同市道を南へ進み同市浜玉町大字東山田字外原の県道327号七山唐津線との交点に至り、同県道を南西へ進み県道258号半田鬼塚線との交点に至り、同県道を西へ進み市道原久里線との交点に至り、同市道を南西へ進み同市下久里の県道40号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南西へ進み市道城大野線との交点に至り、同市道を東へ進み弓田溜池の東端に至り、同地点からつづじヶ丘団地の東側に沿って南へ進み市道宮ノ前線との交点に至り、同市道を西へ進み県道40号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南へ進み双水橋に至り、市道山本宮ノ前線を経てJR唐津線との交点に至り、同JR線を北へ進み市道菜畑見借線との交点に至り、同市道を北東へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北西へ進み臨港道路大島線との交点に至り、同臨港道路を北東へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を南東へ進み臨港道路二太子線との交点に至り、九州電力株式会社唐津発電所(跡地)の北端を経て同発電所東端に至り、西ノ浜の海岸線を東へ進み舞鶴橋を経て、松浦湖の海岸線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、鶴山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

#### ⑭ 相知特定猟具使用禁止区域（銃器）

唐津市相知町相知の国道203号と県道平山相知線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道緑山線との交点に至り、同市道を東へ進みJR唐津線との交点に至り、同線を西へ進み県道平山相知線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平山・佐里線との交点に至り、同市道を西へ進み市道杉野線との交点に至り、同市道を北へ進み県道山崎西相知停車場線との交点に至り、同県道を北東へ進み国道203号との交点に至り、同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ⑮ 鳥栖基山特定猟具使用禁止区域（銃器）

三養基郡基山町の県道17号久留米基山筑紫野線と町道三国丸林線との交点を起点とし、同町道を東へ進み国道3号との交点に至り、同国道を南へ進み基山町と鳥栖市との境界に至り、同市町境を東へ進み市道北西川2号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道北西1号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道吉永・姫方線との交点に至り、同市道を西へ進み市道国道・永吉線との交点に至り、同市道を西へ進み本川川との交点に至り、同地点から本川川に沿って南へ進み国道500号の本郷橋に至り、同県道を東へ進み九州自動車道との交点に至り、同自動車道を南へ進み県道鳥栖朝倉線の交点に至り、同県道を西へ進み市道東部17号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道姫方・基里運動広場線の交点に至り、同市道を南へ進み市道原・酒井西線との交点に至り、同市道を東南に進み市道水屋・幡崎線との交点に至り、同市道を南に進み市道東部44号線との交点に至り、同地点から西へ大木川を横断し国道3号線との交点に至り、同国道を南へ進み県道336号中原鳥栖線との交点に至り、同県道を西へ進み県道145号江口長門石江島線との交点に至り、同県道を南西へ進み三養基郡みやき町の町道千栗宮前線との交点に至り、同町道を西へ進み県道22号北茂安三田川線との交点に至り、同県道を西へ進み町道白石石大島線との交点に至り、同町道を北へ進み国道34号との交点に至り、同国道を南西へ進み、鳥栖市とみやき町との境界に至り、同境界を北へ進み県道31号佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北東へ進み鳥栖市平田町字粟目の市道平田養父線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道山浦牛原線との交点に至り、同市道を北へ進み市道八幡宮牛原線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道築地別石線との交点に至り、同市道を北西へ進み九州横断自動車道との交点に至り、同自動車道を北東へ進み県道17号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北東へ進み田代公園南端との交点に至り、同地点より同公園の境界を北西へ進み市道北部丘陵西通線との交点に至り、同市道を北へ進み県道九千部山公園線との交点に至り、同県道を東へ進み市道北部丘陵西通3号線との交点に至り、同市道を北へ進み鳥栖市と基山町との境界に至り、同市町境を東へ進み県道17号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域及び国道3号より東の基山町都市計画図(令和4年4月1日時点)における市街化区域に指定された区域。ただし、朝日山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

#### ⑯ 筑後河川川数特定猟具使用禁止区域（銃器）

福岡県と佐賀県の境界と鳥栖市の市道下野中央線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道上分島線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み下野揚水機から新宝満川を東に横断し福岡県と佐賀県の境界に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線で囲まれた区域及び福岡県と佐賀県の境界と三養基郡みやき町の筑後大堰管理橋との交点を起点とし、同所から同橋を北に進み国道264号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道江口長門石江島線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み福岡県と佐賀県の境界との交点に至り、同所から同境界を南に進み起点に至る線と囲まれた区域

#### ⑰ 多久特定猟具使用禁止区域（銃器）

多久市多久原の国道203号と県道308号小待多久原線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み市道中多久環状線との交点に至り、同市道を南へ進みJR唐津線との交点に至り、同JR線を北西へ進み国道203号との交点に至り、同国道を東へ進み県道338号岸川筋原線との交点に至り、同県道を北へ進み市道小待番所線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道山犬原立山線に至り、同市道を南へ進み市道砂原浦山前田線に至り、同市道を南へ進み市道砂原山犬原線との交点に至り、同市道を東へ進み市道中の原山犬原線との交点に至り、同市道を南東へ進み国道203号との交点に至り、同国道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ⑱ 鬼の鼻山特定猟具使用禁止区域（銃器、くくりわな、はこおとし、囲いわな）

多久市多久町の市道東の原・中野線と林道中野線との交点を第1起点とし、第1起点から同市道を南西へ進み、市道梅野線との交点に至り、市道東の原中野線との交点から西へ200メートルの地点まで進み、同所から農道を南へ進み市道梅野線との交点に至り、同市道を西へ300メートルの地点まで進み、同所から農道に沿って南東へ進み沢に至り、沢に沿って北東へ進み林道中野線との交点に至り、同林道に沿って北へ進み第1起点に至る線で囲まれた区域及び同市南多久町の林道井上線と杵島郡大町町の境界との交点を第2起点とし、第2起点から同林道を北へ100メートルの地点まで進み、同所から林道（大山口作業道）を北へ進み林道井上支線との交点に至り、同林道・鬼の鼻生活環境林管理道路を南西へ進み市道梅野線との交点の手前1,500メートルの地点まで進み、同所から作業道を南へ進み同市と武雄市の境界との交点に至り、同境界を東へ進み第2起点に至る線で囲まれた区域

#### ⑲ 福田地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊万里市黒川町福田の国道204号線と市道塩屋・浦濁線との交点を起点とし、同市道を南西へ進み同町福田1416番地先海岸に至り、同海岸の水際線を北西へ進み、同町福田字汐千崎1444番に至り、同所と同所真北の字道切1番2地先の福田臨港道路とを直線で結んだ線に沿って進み同臨港道路に至り、同臨港道路を東へ進み市道福田・煤屋線との交点に至り、同地点から農地と山林の境界を東へ進み市道福田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道福田1号線との交点に至り、同市道を南へ進み福田4号線との交点に至り、同市道を南へ30メートル進み用水路との交点に至り、同用水路を西へ進み市道福田6号線との交点に至り、同市道を南へ進み福田臨港道路との交点に至り、同臨港道路を南東へ進み国道204号線との交点に至り、同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ⑳ 塩屋地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊万里市瀬戸町の国道204号線と市道瀬戸・釘島線との交点を起点とし、同市道を北西へ進み市道瀬戸・築港線との交点に至り、同点と同点北の同市黒川町塩屋字七ツ島5番10地先海岸とを直線で結んだ線に沿って進み同海岸に至り、同海岸の水際線を東へ進み市道塩田1号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道早里・椿原・七ツ島線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道小黒川2号線との交点に至り、同市道を南西へ進み国道204号との交点に至り、同国道を南へ進み市道黒塩1号線との交点に至り、同市道を東へ進み同市道の終点に至り、同点と起点を結んだ線に沿って進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉑ 伊万里団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊万里市山代町の伊万里団地全域及び伊万里団地南東の祇園大橋と伊万里団地護岸の交点を起点とし、起点から久原線臨港道路を南へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北西へ進み市道久原6号線との交点に至り、同点と伊万里団地最北西護岸を結んだ線に沿って進み同護岸に至り、同護岸を南へ進み市道鳴石5号線との交点に至り、同護岸を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉒ 脇田地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊万里市脇田町の県道321号黒川松島線と市道札ノ元・古瓶屋線との交点を起点とし、同県道を北へ進み市道平山・屋敷野線との交点に至り、同市道を南へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を南へ進み同市脇田町字平野878番1に、同所との同市大坪町甲字永山1782番1を直線で結んだ線及びその延長線を経て同延長線と市道脇田・永山線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道脇田6号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉓ 白野地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊万里市大坪町甲の市道白野・原屋敷線と市道白野10号線との交点を起点とし、市道白野・原屋敷線を北西へ140メートル進み里道との交点に至り、同里道を北東へ進み同里道の終点に至り、同終点と市大坪町甲字高尾1307番地先の里道分岐点を直線で結んだ線を経て同分岐点に至り、同分岐点から北東へ伸びる里道を進み同市南波多町と市大坪町甲の境界との交点に至り、さらに同里道を南東へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み市道白野10号線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉔ 伊万里特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊万里市山代町楠久の国道204号と県道5号伊万里松浦線との交点を起点とし、起点から対岸北東の同市瀬戸町中通の市道瀬戸・築港線と市道脇田・築港線との交点とを直線で結んだ線に沿って進み同交点に至り、市道瀬戸・築港線を東へ進み国道204号との交点に至り、同国道を北へ進み市道松島・瀬戸線の交点に至り、同市道を南東へ進み国道204号線との交点に至り、同国道を南東へ進み県道321号線黒川松島線との交点に至り、同県道を南東へ進み市道道北17号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道脇田1号線との交点に至り、同市道を東へ進み県道321号黒川松島線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道脇田2号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道大坪・松島線との交点に至り、同市道を東へ進み市道栄町15号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道栄町10号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道栄町21号線との交点に至り、同市道を南東へ進み農道に至り、同農道を南東へ進み市道白野1号線に至り、同市道を南へ進み岩栗・白野線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道白野・柳井町線に至り、同市道を北東へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み県道239号上伊万里停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道上伊万里・平尾線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道26号伊万里山内線との交点に至り、同県道を西へ進み市道窯業団地線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を西へ進み市道立花台・富士町線との交点に至り、同市道を西へ進み市道金谷・吉田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道川東・富士町線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を南西へ進み松浦鉄道との交点に至り、同鉄道を南西へ進み伊万里市と有田町との境界線に至り、同境界線を西へ進み国道202号との交点に至り、同国道を北へ進み国道204号に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉕ 上古賀地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

伊万里市大川内町の市道古賀・正力坊線と市道古賀18号線との交点を起点とし、同市道を東へ進み同市大坪町丙555番2地先の里道との交点に至り、同里道を南東へ進み同市大坪町丙と同市大川内町甲との境界に至り、同境界を南へ進み都川内森林公園敷地境界線との交点に至り、同敷地境界線を南東へ進み国有林との境界に至り、同境界を西へ進み九州電力高圧線との交点に至り、同高圧線を北西へ進み同市大川内町甲と同市大坪町丙の境界との交点に至り、同境界を北西へ進み同市大川内町甲字三本松3149番8地先の里道との交点に至り、同里道を北西へ進み市道古賀・正力坊線との交点に至り、同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉖ 高野地区特定猟具使用禁止区域（銃器）

武雄市の市道馬神原田線と市道大峠線との交点を起点とし、同市道を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み主要地方道24号武雄多久線との交点に至り、同県道を北へ進み市道馬神原田線との交点に至り、同所を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉗ 武雄特定猟具使用禁止区域（銃器）

武雄市の国道34号と市道平原梅林線との交点を起点とし、同国道を北へ進み市河川武雄川との交点に至り、同河川を西へ進み市道測ノ尾内田線との交点に至り、同市道を北へ進み国道35号との交点に至り、同国道を東へ進み市道下山線との交点に至り、同市道を東へ進み市道山王線との交点に至り、同市道を西へ進み市道本町本堂線との交点に至り、同市道を東へ進み市道下山石上砥石川線との交点に至り、同市道を北へ進み市道永松上砥石川線との交点に至り、同市道を東へ進み市道竹下蓬萊線との交点に至り、同市道を北へ進み市道蓬萊線との交点に至り、同市道を北へ進み同市道の終点に至り、同点、広福寺、旧屠殺場及び円応寺入口をそれぞれ直線で結んだ方向に進み市道五ノ角明暗谷線との交点に至り、同市道を東へ進み市道馬場線との交点に至り、同市道を東へ進み県道中野武雄線との交点に至り、同県道を南へ進み市道山下中学校線との交点に至り、同市道を東へ進み市道武雄甘久線との交点に至り、同市道を南へ進み県道53号武雄伊万里線との交点に至り、同県道を南へ進み県道武雄白石線との交点に至り、同県道を南へ進み県道武雄塩田線との交点に至り、同県道を西へ進み市道野間四十九重線との交点に至り、同市道を南へ進み市河川四十九重川との交点に至り、同河川を南へ進み四十九重溜池に至り、同溜池の堤防を西へ進み市道平原梅林線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線により囲まれた区域

#### ㉘ 保養村特定猟具使用禁止区域（銃器）

武雄市永島の県道330号武雄塩田線と市道溝の上線との交点を起点とし、同市道を南西へ進み国道34号との交点に至り、同国道を北へ進み市道平原梅林線との交点に至り、同市道を北東へ進み四十九重溜池に至り、同溜池の堤防を東へ進み市河川四十九重川との交点に至り、同河川を北東へ進み市道野間四十九重線に至り、同市道を北東へ進み県道330号武雄塩田線に至り、同県道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉙ 鹿島特定猟具使用禁止区域（銃器）

鹿島市の塩田川右岸とJR長崎本線との交点を起点とし、同JR線を南へ進み市道井手・看場線との交点に至り、同市道を東へ進み鹿島大橋を経て重ノ木臨港道路との交点に至り、同臨港道路を南へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を南東へ進み国道207号との交点に至り、同国道を北西へ進み国道207号鹿島バイパスとの交点に至り、同バイパスを西へ進み国道207号との交点に至り、同国道を北東へ進み塩田川右岸との交点に至り、同河川右岸を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域(鹿島鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。)

#### ㉚ 小城市特定猟具使用禁止区域（銃器）

小城市小城市町の県道小城富士線と県道佐賀外環状線との交点を起点とし、同県道を南西へ進み国道203号線との交点に至り、同国道を南東へ進み同市三日月町の市道土生・戊線との交点に至り、同市道を西へ進み農道との交点に至り、同農道を西へ進み同市小城市畑田と同市三日月町久米の境界との交点に至り、同境界を北へ進み市道西川栗原西小路線との交点に至り、同市道を西へ進み市道久蘇鷲ノ原線との交点に至り、同市道を北へ進み県道小城市富士線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉛ 牛津特定猟具使用禁止区域（銃器）

小城市牛津町柿瀬瀬の国道34号との県道川上牛津線との交点を起点とし、同県道を南へ進み市道若竹線との交点に至り、同市道を東へ進み西水東水幹線との交点に至り、同幹線を南へ進み国道207号との交点に至り、同国道を西へ進み同市小城市牛津と同市芦刈町芦溝の境界との交点に至り、同境界に沿って牛津川との交点に至り、同河川を北へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川新屋敷の境界との交点に至り、同境界を西へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川泉の境界に至り、同境界を北へ進み同市牛津町上砥川砥川町と同市牛津町上砥川両新村の境界に至り、同境界を東へ進み、同境界と同河川との交点に至り、同河川を南へ進み国道34号線との交点に至り、同国道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉜ 嬉野特定猟具使用禁止区域（銃器）

嬉野市湯野町の国道34号と県道大村嬉野線との交点を起点とし、同起点から同国道に沿って北東に進み市道病院通り線との交点に至り、同点から同市道に沿って北に進み市道大畑内野山線との交点に至り、同点から同市道に沿って南東に進み市道神納橋・神崎ヶ里線との交点に至り、同点から同国道に沿って北東に進み県道鹿島嬉野線との交点に至り、同点から同県道に沿って南東に進み市道嬉野環状2号線との交点に至り、同点から同市道に沿って南西に進み市道八区画8号線との交点に至り、同点から同市道に沿って北に進み市道的場線との交点に至り、同点から同市道に沿って西に進み市道下岩屋線との交点に至り、同点から同市道に沿って南西に進み県道大村嬉野線との交点に至り、同点から同県道に沿って北に進み起点に至る線に囲まれた区域

#### ㉝ 大野原特定猟具使用禁止区域（銃器）

嬉野市嬉野町の長崎県と佐賀県の県界と農道字坪線との交点を起点とし、同農道を東へ進み大野原演習場の境界との交点に至り、同境界を南へ進み県界との交点に至り、同県界を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉞ 城原特定猟具使用禁止区域（銃器、くくりわな）

神崎市神崎町竹にある川寄橋西側を起点とし、同地点から県道若宮鶴線を西へ進み県道佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北へ進み字上善寺と字四本谷の字界との交点に至り、同字界を北に進み菅生川との交点に至り、同河川右岸を北西に進み九州横断自動車道との交点に至り、同高速道路北側を東へ進み国有林と民有地の境界に至り、同境界を北へ進み同市神崎町と同市脊振町との境界に至り、同境界を東へ進み城原川との交点に至り、同河川の右岸を南へ進み朝日橋、菅生橋及び八子橋を経て起点に至る線で囲まれた区域

#### ㉟ 吉野ヶ里特定猟具使用禁止区域（銃器）

吉野ヶ里町大字大曲の町道永田ヶ里1号線と国道385号との交点を起点とし、同国道を南へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を西へ進み三本松川との交点に至り、同川を北へ進み天神橋との交点に至り、同地点を東へ進み神崎市と吉野ヶ里町の境界との交点に至り、同境界線を北へ進み町道永田ヶ里1号線との交点に至り、同町道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㊿ 神埼特定猟具使用禁止区域（銃器）

神崎市神崎町田道ヶ里的JR長崎本線と同市と神埼郡吉野ヶ里町との境界との交点を起点とし、同境界を南へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み市道国道34号・駅ヶ里住宅線との交点に至り、同市道を南へ進み市道駅ヶ里・広円線との交点に至り、同市道を東へ進み農道駅ヶ里東線との交点に至り、同農道を南へ進み農道大依2号線との交点に至り、同農道を西へ進み国道385号との交点に至り、同国道を西へ進み市道神納橋・神崎ヶ里線との交点に至り、同市道を南へ進み県道市武神崎線との交点に至り、同県道を西へ進み、同市道を南へ進み国道385号との交点に至り、同国道を300メートル程南へ進み用悪水路1448番地との交点に至り、同水路を西へ進み市道本堀・村下団地線との交点に至り、同市道を北へ進み市道村下団地・小桜保育園前線との交点に至り、同市道を西へ進み市道四丁目・永歌線との交点に至り、同市道を北へ進み市道小津ヶ里・神陽団地線との交点に至り、同市道を西へ進み市道西小津ヶ里団地線との交点に至り、同市道を北へ進み城原川左岸側との交点に至り、同河川を北へ進み国道34号との交点に至り、同国道を西へ進み市道横武・池辺田線との交点に至り、同市道を北へ進み市道清明高校・馬橋首線に至り、同市道を北へ進み市道横武北線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道佐賀外環状線との交点に至り、同県道を東へ進み市道今屋敷・猪面線との交点に至り、同市道を北へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### ㊿ 三田川特定猟具使用禁止区域（銃器）

三養基郡上峰町切通のJR長崎本線と県道中原三瀬線との交点を起点とし、同県道を南へ進み同町と三養基郡みやき町の境界との交点に至り、同境界を南へ進み町道坊所線との交点に至り、同町道を東へ進み農道中村中央線との交点に至り、同農道を南へ進み町道坊所九丁分線との交点に至り、同町道を西へ進み町道下津毛坊所線との交点に至り、同町道を南へ進み町道下坊所南線との交点に至り、同町道を西へ進み町道下坊所西峰線との交点に至り、同市道を南へ進み市道神崎線との交点に至り、同市道を南へ進み市道武神崎線との交点に至り、同町道を西へ進み三養基郡上峰町と神埼郡吉野ヶ里町の境界との交点に至り、同境界から町道上豆田坊所線を西へ進み水路との交点に至り、同水路を北へ進み町道立野西南線との交点に至り、同町道を西へ進み町道田手村目達原線との交点に至り、同町道を西へ進み田手都市下水路との交点に至り、同水路を西へ進み町道力田豆田線との交点に至り、同町道を西へ進み国道385号との交点に至り、同国道を南へ進み田手川との交点に至り、同河川の東側を北へ進みJR長崎本線との交点に至り、同JR線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域